

2016年9月OIEコード委員会会合報告に対する
日本のコメント

我が国は、陸生動物衛生基準委員会（コード委員会）並びに関連委員会、作業部会及び特別専門家会合に対し、その成された仕事に謝意を表し、コード委員会に対し、陸生動物衛生コード改正案にコメントを提出する機会を与えてくれたことに感謝します。我々は、次の文章に対するコメントを提出します。

1. 第4部新規章 ワクチン接種
2. 第6部新規章 牛の商業用生産におけるサルモネラの予防と防除
3. 第6部新規章 豚の商業用生産におけるサルモネラの予防と防除
4. 第6.7章 全国的な抗菌剤耐性サーベイランス及びモニタリングプログラムの調和
5. 第7部新規章 アニマルウェルフェアと豚生産システム
6. 第7.11章 アニマルウェルフェアと乳用牛生産システム

1. 第4部新規章 ワクチン接種

第4.X.1条

背景と目的

(第3パラグラフ)

他の防疫措置に加えて、ワクチン接種は防疫計画の一要素である場合がある。ワクチン接種の導入の効果を最大化するため、加盟国は、適切な疾病管理は陸生マニュアルに従って製造され、本章に従って適用されたワクチンを使用する場合にのみ達成できることを認識すべきである。加盟国がワクチン接種の実施を成功させるための前提条件には、以下の遵守事項が含まれる。

理由

陸生マニュアルの基準を満たさない不適切なワクチンを使用することで疾病のコントロールに支障を来した事例があることを指摘する。従って、本章の趣旨をより明確化するため、対象となる疾病に対して十分な効果を有し、かつ、陸生マニュアルの基準に従った当局の承認手続きを経たワクチンを使用することではじめてワクチン接種の実施が成功することを強調すべきである。

第4.X.3条

ワクチン接種計画

- 2) 緊急ワクチン接種は他の必須のバイオセキュリティ及び防疫措置を適用するにあたっての補助的手段であり、疾病発生時に適用する場合がある。緊急ワクチン接種は、以下のときに適用する場合がある。
 - a) 清浄国または地域（原文；disease free country or zone）で発生したとき。
 - b) 定期ワクチン接種を行っている国又は地域での発生時に既存の免疫を強化するとき。
 - c) 計画的ワクチン接種を行っている国又は地域での発生時に、使用しているワクチンが発生に関与している病原体株の防御にならないとき。
 - d) 清浄国又は地域（原文；disease free country or zone）で疾病が侵入または出現するリスクが変化したとき。

理由

他の部分との表現の統一

第 4. X. 7 条

ワクチンの選択

2. ワクチンの特性

b) 生物学的特性

- ワクチンに誘導された抗体を監視する能力

理由

ワクチンの効果をモニタリングしていくためには、自然感染との識別ができる必要がある。

第 4. X. 9 条

ワクチン接種計画の評価及び監視

4) 発生率と、罹患率又はその両方の低下

理由

適用されるワクチンが発症を抑えるものの感染を完全に防ぐことが出来ない場合など、発生率又は罹患率のいずれかの減少を分析するだけでは不十分な場合がある。

第 4. X. 11 条

ワクチン接種動物の管理及び疾病ステイタスへの影響

(最後のパラグラフ)

疾病発生リスクの変化への対応として、清浄国又は地域において計画的ワクチン接種又は緊急ワクチン接種を適用する場合は、必要に応じて、貿易相手と OIE へ連絡するものとする。関連する疾病個別章に記載が無ければ、動物へのワクチン接種は、当該国又は地域の疾病ステイタスに影響を与えず、貿易を中断させないものとする。

理由

動物へのワクチン接種が疾病ステイタスに影響を与えるかどうかは、該当する疾病の性

仮訳

質だけではなく、適用されるワクチンの性質にもよると考えられる（例えば、完全な感染防御に対して、ウイルスの排泄を抑制するものなど）。すなわち、動物へのワクチン接種が疾病ステータスに影響するかどうか又はワクチン接種時に貿易を中断すべきかどうかについては、個々の疾病毎の分析が必要となる。このため、当該パラグラフの2文目は水平章として不適当な記述である。

2. 第6部新規章 牛の商業用生産におけるサルモネラの予防と防除

第6.X.5条

バイオセキュリティ

バイオセキュリティは、サルモネラの予防及び管理に役立つよう適用される。バイオセキュリティ計画は、展開される商業利用牛生産システムに応じて作成されるべきである。本条各号に規定される措置の適用性は、商業利用牛生産システムの型に応じて多様なものになる。

バイオセキュリティ計画の一部としてサルモネラを加える場合には、以下の各号に傾注するものとする。

- 1) 当該飼育施設の場所、設計及び管理
- 2) 牛の健康の獣医学的監視
- 3) 牛の導入及び混合の管理
- 4) 動物の健康、人の健康及び食品安全に対するその責任及び役割に関する職員の研修
- 5) 記録（牛の健康、生産、移動、給餌、**飲水**、投薬、ワクチン接種及び死亡並びに農場の建物及び設備の清掃及び**消毒**に関するデータを含む）の保管
- 6) サルモネラのサーベイランスが実施される場合には、検査結果の農場運営者による利用
- 7) 牛用施設周辺に害虫を引きつける又は生息場所を提供することになる不要な草木及び瓦礫の除去
- 8) 牛用建物及び飼料保管庫内への野生鳥侵入の最小限化
- 9) 第4.13章に従った、牛が取り扱われる又は収容される建物の清掃及び**消毒**処置
- 10) げっ歯類、節足動物等の有害生物、**該当する場合は飼育動物**の管理及び有効性の定期的評価

理由

5) については、飲水も牛のサルモネラの感染源になる可能性がある。

10) については、犬、猫等の飼育動物も牛のサルモネラの感染源になる可能性がある。

第 6. X. 6 条

牛飼育施設の場所及び設計

牛用飼育施設の場所及び設計について決定する場合には、主な汚染源からの病原体（サルモネラを含む）の伝搬の可能性の低減が考慮されることが推奨される。サルモネラの感染源には、その他の家畜飼育施設、又は汚染廃棄物若しくは廃水が利用若しくは廃棄される区域が含まれるかもしれない。その他のサルモネラの感染源及びベクターには、輸送機関、器具、水路、職員、家畜、鳥、げっ歯類、ハエ及び野生生物が含まれる。

集約型牛生産システムの設計に当たっては、以下の各号が考慮されるものとする。

- 1) 当該飼育施設の汚染を最小限に抑える糞便廃棄物の管理 (適切な堆肥化を含む)

理由

適切な堆肥化は、サルモネラ汚染の拡大を防ぐ観点から重要である。

第 6. X. 11 条

追加の予防及び管理措置

- 1) 仔牛の免疫状態は重要であり、したがって、新生仔牛が、第 7. 9. 5 条（第 3 号 c）及び第 7. X. 5 条に従い、適切な量の高品質な初乳を接種できるよう考慮が払われるものとする。感染牛の生乳は、仔牛に給与されないものとする。 仔牛に乳を給与するための器具は適切に洗浄・消毒されるものとする。

理由

仔牛はサルモネラの感受性が高く、乳を給与するための器具がサルモネラの感染源になりうる。

3. 第6部新規章 豚の商業用生産におけるサルモネラの予防と防除

第6.Y.5条

バイオセキュリティ

バイオセキュリティは、サルモネラの予防及び管理に役立つよう適用される。具体的措置の選択は、商業利用豚生産システムの型に応じて多様なものになる。

バイオセキュリティ計画の一部としてサルモネラを加える場合には、以下の各号に傾注するものとする。

- 1) 当該飼育施設の場所、設計及び管理
- 2) 豚の健康の獣医学的監視
- 3) 豚の導入及び混合の管理
- 4) 動物の健康、人の健康、食品安全に対するその責任及び役割に関する職員の研修
- 5) 記録（豚の健康、生産、移動、給餌、飲水、投薬、ワクチン接種及び死亡並びに農場の建物及び設備の清掃及び消毒に関するデータを含む）の保管
- 6) サルモネラのサーベイランスが実施される場合には、検査結果の農場運営者による利用
- 7) 豚舎周辺に害虫を引きつける又は生息場所を提供することになる不要な草木及び瓦礫の除去
- 8) 豚用建物及び飼料保管庫内への野生鳥侵入の最小限化
- 9) 第4.13章に従った、豚が取り扱われる又は収容される建物
- 10) げっ歯類、節足動物等の有害生物、該当する場合は飼育動物の管理及び有効性の定期的評価

理由

- 1) については、給餌や飲水も豚のサルモネラの感染源になる可能性がある。
- 10) については、犬、猫等の飼育動物も豚のサルモネラの感染源になる可能性がある。

第 6. Y. 6 条

豚飼育施設の場所及び設計

豚用飼育施設の場所及び設計について決定する場合には、主な汚染源からの病原体（サルモネラを含む）の伝搬の可能性の低減が考慮されるものとする。サルモネラの感染源には、その他の家畜飼育施設、又は汚染廃棄物若しくは廃水が利用若しくは廃棄される区域が含まれるかもしれない。その他のサルモネラの感染源及びベクターには、輸送機関、器具、水路、職員、家畜、鳥、げっ歯類、ハエ及び野生生物が含まれる。

商業利用豚生産システムの設計に当たっては、以下の各号が考慮されるものとする。

- 1) 他の家畜飼育施設並びに野生の鳥及びげっ歯類個体群の近接
- 2) 当該飼育施設の汚染を最小限に抑える糞便廃棄物の管理 (適切な堆肥化を含む)

理由

適切な堆肥化は、サルモネラ汚染の拡大を防ぐ観点から重要である。

第 6. Y. 11 条

追加の予防及び管理措置

- 4) ストレスはサルモネラを保菌する豚の糞便へのサルモネラ排出を誘発することがある。潜在的にストレスのかかる状況の管理は、サルモネラの排出又は拡大の可能性を低減することができることがある。

理由

いくつかの科学的論文によれば、ストレスは、サルモネラを保菌する豚の糞便へのサルモネラ排出を誘発することがあり、サルモネラの拡大につながりうるとされている。

参考文献：

- ・ TR Callaway, *et al.*, Social stress increases fecal shedding of *Salmonella typhimurium* by early weaned piglets. *Current Issues in Intestinal Microbiology*, 2006, 7: 65–72.
- ・ T Hald, *et al.*, The occurrence and epidemiology of *Salmonella* in European pig slaughterhouses. *Epidemiology and Infection*, 2003, 131: 1187–1203.

4. 第 6.7 章 全国的な抗菌剤耐性サーベイランス及びモニタリングプログラムの調和

第 6.7.3 条

抗菌剤耐性サーベイランス及びモニタリングプログラムの作成

6. 細菌分離

以下の分類の細菌が、サーベイランス及びモニタリングプログラムに含まれる。

a) 当該国にとって重要な動物病原細菌

iii) 全国的なサーベイランス及びモニタリングプログラムに含める動物病原細菌の選択の世界的なアプローチの調和を促進するため、細菌は以下の基準を使って選択するものとする。

- 動物の健康及びウェルフェアへの影響
- 食料安全保障及び生産への影響（関連する疾病の経済的重要性）
- 獣医学的抗菌剤使用の大部分に寄与している細菌性疾病（異なる種類の使用や重要性によって階層化される）
- 妥当性の確認された病原細菌の感受性検査方法の存在
- 品質保証プログラム、又は、抗菌剤ではない他の病原体低減の選択肢（ワクチン）の存在
- 病原細菌の薬剤耐性が、獣医学的処置における治療の選択肢に与える影響

下表は、上記の基準を使って作られたものであり、食品生産動物のサーベイランス又はモニタリングプログラムに含める動物病原細菌の提案のリストである。このリストは、完全なものではなく、国の状況に応じて改変するものとする。

表 3 対象とする動物種、及び耐性サーベイランス及びモニタリングプログラムに含まれる動物病原細菌

対象動物	呼吸器の病原体	腸の病原体	乳房の病原体	その他
牛	<i>Pasteurella multocida</i> パスツレラ症の原因菌	<i>Escherichia coli</i> 大腸菌	<i>Staphylococcus aureus</i> 黄色ブドウ球菌	
	<i>Mannheimia haemolytica</i> 牛呼吸器病の原因菌	<i>Salmonella</i> spp. サルモネラ	<i>Streptococcus</i> spp. レンサ球菌	
豚	<i>Actinobacillus pleuropneumoniae</i> 豚胸膜肺炎の原因菌	<i>Escherichia coli</i> 大腸菌		<i>Streptococcus suis</i> 豚レンサ球菌
		<i>Salmonella</i> spp. サルモネラ		<i>Erysipelothrix rhusiopathiae</i>

				豚丹毒の原因菌
鶏				<i>Escherichia coli</i> 大腸菌

理由

豚丹毒は人獣共通感染症であり、動物及び人の健康に依存する。妥当性の確認された検査法については、臨床検査標準協会（Clinical and Laboratory Standards Institute, CLSI）が豚丹毒菌の検査方法を承認している。

第 6.7.3 条

抗菌剤耐性サーベイランス及びモニタリングプログラムの作成

9. データの記録、保存及び解釈

- a) 保存される情報の量及び複雑性、不確定の期間これらのデータを利用可能にする必要性のため、データベースの設計には注意深い配慮が払われるものとする。
- b) 生データ（解釈が加えられていない最初のもの）の保存は、多様な種類の疑問（今後生じるかもしれない疑問を含む）に応じた評価を可能にするため不可欠である。
- c) 異なるシステム間のデータ交換（検査室データの自動記録作成の比較可能性又は互換性並びに当該データの耐性監視プログラム間及び内の伝達）が予想される場合には、コンピュータシステムの技術的要件に考慮するものとする。結果は、適切な国のデータベースに収集されるものとする。それは、以下の各号のいずれかによって定量的に記録されるものとする。
 - i) 1リットル当たりのミリグラム（1ミリリットル当たりのマイクログラム）による MIC の分布
 - ii) ミリメートルによる阻止円の直径
- d) 記録すべき情報には、可能な場合には、以下の各号が含まれるものとする。
 - i) 試料採取プログラム
 - ii) 試料採取日
 - iii) 動物の種又は生産タイプ
 - iv) 試料のタイプ
 - v) 試料採取の目的
 - vi) 使用された抗菌剤感受性試験法のタイプ
 - vii) 動物群又は動物の地理学的起源（入手可能な場合には、地理学的情報シ

ステムデータ)

- viii) 動物の要因（年齢、状態、衛生ステイタス、個体識別、性別等）
- ix) 動物の抗菌剤への暴露
- x) 細菌の回収率

理由

「細菌の回収率」は、細菌の分離法（選択培地の使用の有無等）に依存する。したがって、「細菌の回収率及び分離法」又は「細菌の分離率及び分離法」のように修正することを提案する。また、検査室のデータのセクション、つまり、「e) 検査室データの報告には、以下の各号の情報が含まれるものとする。」のセクションの方がより適切ではないかと考える。

5. 第7部新規章 アニマルウェルフェアと豚生産システム

第7.X.4条

豚のウェルフェアの基準 (測定指標)

以下の結果に基づく基準 (測定指標)、とりわけ動物に基づく基準は、アニマルウェルフェアの実用的な指標になり得るものである。本指標及びその適切な閾値の使用は、豚が管理されるさまざまな状態に合わせて適用されるものとする。システムの設計にも配慮が払われるものとする。設計及び管理がアニマルウェルフェアに影響を与え得ることを考慮すると、これらの基準は両者の効果を監視する道具とみなすことができる。

4. 体重、及び体型及び生産される畜産物の量の変化

成長期の動物では、期待される発育速度から外れた体重変化、特に急激かつ極端な体重の減少は、不十分なアニマルウェルフェアと健康の指標である。

成熟した動物では、許容範囲を超える体型が、アニマルウェルフェア、健康及び繁殖効率が損なわれていることの指標になる場合がある。

9. 飼養管理上の処置による合併症

飼養管理を円滑化し、市場の要件を満たし、人の安全及びアニマルウェルフェアを向上させるために、外科的去勢、断尾、歯切り、牙切り、個体標識、鼻輪、蹄の処置等が通常、豚に行われる。

ただし、これらの処置が適切に実施されない場合には、アニマルウェルフェア及び動物の健康が損なわれることもある。

理由

生産される畜産物の量の変化（歩留まりなど）も、当該農場における豚のウェルフェアの状態の変化を示す指標として有効であるため。

明快性の改善のため、「一般的」という言葉ではあいまいなことから、日本は「一般的」を削除することを提案する。

第7.X.5条

勧告

豚の高度なウェルフェアの確保は、システム設計、環境管理、動物飼養管理（責任ある畜産及び適切な飼養を含む）といった複数の管理要因に依存する。これらの要素が一つ以上欠けている場合には、どのようなシステムであっても、深刻な問題が生じる場合がある。

第7.X.6条から第7.X.X条では豚に適用される措置の勧告が示されている。

各勧告には、第7.X.4条から得られる動物の状態に係る関連測定指標基準 (測定指

標が含まれている。

関連測定指標は適宜使用されるその他の措置を排除するものではない。

理由

7. X. 4 条には、基準（測定指標）と記載されているため。

第 7. X. 6 条

舎飼

新たな施設を計画又は既存の施設を改修する場合には、アニマルウェルフェア及び動物衛生に関して設計上の専門的な助言が求められるものとする。

舎飼システム及びその構成要素は豚の損傷、疾病又はストレスのリスクを軽減するような方法で設計され、建築され、定期的に検査され、維持されるものとする。

畜舎は安全、効率的、人道的な管理や豚の動きを可能にするものとする。

病気の豚や損傷を受けた豚を処置し観察するための隔離された区域を設けるものとする。隔離された区域は、動物が必要とするすべてのもの（たとえば、横臥している動物や歩行困難な動物、重大な傷を負った動物には、追加の敷料又は代替の床の表面が必要な場合がある）を備えているものとする。

豚は通常の舎飼システムにおいて繋がれるべきではない。

良好なアニマルウェルフェアの成果は舎飼システムによって得られる。そのシステムの設計や管理はアニマルウェルフェア及び健康の成果を得るために重要である。

豚は社会的な動物であり、群で生活することを好むため、妊娠した成熟雌豚や未経産雌豚が群で飼われるような舎飼システムを選択する際には、可能な限り豚の社会性を損なわないようにすべきであるが推奨される。

理由

パラグラフ 6 について、OIE が第 7. 1. X 条で「動物の環境及び管理の特定の条件を規定するよりも、むしろ動物にとって良い結果を強調するものとする」とされているので、日本は、修文条を提案する。

成熟雌豚や未経産雌豚については、他の条と整合性をはかるべきである。

第 7. X. 8 条

取扱及び検査

豚は、飼料、水などの最低限必要とするものの提供や、ウェルフェア及び健康の問題の特定を完全に人に依存している場合は、少なくとも一日一回検査されるものとする

る。

動物によっては、さらに頻繁に検査を受けるものとする。たとえば、分娩した豚、新生仔、離乳したての子豚、新たに混合された未経産雌豚及び成熟雌豚がこれに該当する。

病気にかかった又は損傷を受けていることが確認された豚は、できるだけ早い機会に、有能な家畜を扱う者による適切な治療を受けるものとする。家畜を扱う者が適切な治療ができない場合には、獣医師による処置が求められるものとする。

豚の取扱に係る勧告は、第7.3章にも見られる。とりわけ痛み及び苦痛を与えるおそれのある取扱補助器具（たとえば、電気突き棒）は、**極端な場合**であって、当該動物が自由に移動できるときにのみ使用されるものとする。電気突き棒の使用は避けるものとし（第7.3.8条第3項参照）、いかなる場合であっても乳房、顔、目、鼻、肛門性器等の敏感な部位を突くべきではない。

コメント

パラグラフ4の「極端な場合」とは、どういう状況なのか示されたい。

第7.X.9条

痛みを伴う処置

外科的去勢、断尾、歯切り、牙切り、個体標識（**耳標、耳刻、入墨等**）、鼻輪等の処置は豚に対して**一般的**に行われる。これらの処置は飼養管理を円滑にするため、また市場の要件を満たすため、人の安全及びアニマルウェルフェアを向上するためにのみ行われるものとする。

これらの処置は苦痛をもたらす可能性があるため、動物への痛み及び苦痛を最低限にする方法で行われるものとする。**これらの処置は、できるだけ若いうちに実施するか、獣医師の監督や助言に基づいて、鎮静または麻酔で実施するものとする。**

アニマルウェルフェアを向上させるための選択肢としては、管理戦略によってこうした処置を不要とする、動物に快適性を増すことが知られている非外科的代替手段に置き換える、といったことが考えられる。

当該行為に関連して、アニマルウェルフェアを強化するための選択肢には、国際的に認識されている「3つのR」、代替（去勢豚に対して（去勢等の処置を行っていない）雄豚又は免疫的去勢豚）、削減（必要な場合のみの断尾及び切歯）、改善（鎮痛又は麻酔）等がある。

理由

明快性の改善のため、「一般的」という言葉ではあいまいなことから、日本は「一般的」を削除することを提案する。

その他の提案されている修文については、他の畜種（乳用及び肉用牛）の章と整合性を図るためのものである。

第 7. X. 11 条

環境改良

動物には、正常な行動の促進、異常な行動の軽減及び生理学的機能の向上のため、複雑さ及び認知活性化（たとえば、採餌の機会、畜舎内での群飼）が提供されるものとする。

豚は、動物のウェルフェアを向上することを目的とした、物理的及び社会的な環境の改良をさまざまな方法で提供されるものとする。例としてはするものとして、以下のものをあげることができるを含むことができる。

- 生まれながらの要求（動物の餌（食べられる物質）を探ること、噛むこと（噛める物質）、鼻で地面を掘る（探すことが可能な物質）、操る（操れる物質））を満たすために十分な量の適切な物質 (Bracke et al., 2006) ;
- 群飼いの豚又は個別に飼われている、豚を視覚的、嗅覚的、聴覚的に他の豚と接触させる、社会的な改良
- 好意的な人間との接触（たとえば、軽くたたく、さする、話しかける）

結果に基づく基準（又は測定指標）：外観（損傷）、行動（常同性、尾のかみつき）、体重及び体型の変化、取扱時の反応、繁殖効率、跛行及び罹病、死亡率及び淘汰率

理由

すべきもののリストを示すのではなく、様々な舎飼システムの中で環境の柔軟性を考慮して、環境改良の例示を示すことを日本は提案する。

第 7. X. 12 条

異常行動の防止

豚生産においては、適切な管理手順によって防ぐ又は軽減できる異常行動が多くある。

理由

異常行動の軽減に関する原因と適切な管理手順の関係の明確化

第 7. X. 13 条

空間的ゆとり

空間的ゆとりは、横臥、立位及び摂餌のためのさまざまな空間を考慮して管理されるものとする。密飼いが、豚の通常の行動及び横臥して過ごす時間に悪影響を与えるべきではない。

不十分で不適切な飼養スペースはストレスと損傷を増加させ、繁殖性や行動（休息、摂食、飲水、闘争行動や異常な行動）に悪影響を与えることがある。(Gonyou *et al.*, 2006; Ekkel, 2003; Turner, 2000)。

1. 群飼型

床の空間は、多くの要因（温度、湿度、床の種類、給餌システム）と相互に作用しあうことがある (Marchant-Forde, 2009; Verdon, 2015)。すべての豚は同時に休息することができ、各動物が、横臥し、起立し、自由に動けるものとする。動物が飼料・水を利用することができ、横臥と排せつの場所を分け、攻撃的な動物を避けるために十分な空間があるものとする。

異常行動が見られた場合には、可能であれば、空間的ゆたりの増加やバリアを設ける等の是正措置がとられるものとする。

豚が給餌の選択に関して自律している屋外型では、飼養密度と利用可能な飼料の供給が釣り合っているものとする。

結果に基づく基準（又は測定指標）：体重及び体型の減少又は変化、反抗的な及び異常な行動（尾の噛みつき等）の増加、損傷、罹病率、死亡率及び淘汰率、外観（たとえば、体表上の糞の付着）

2. 個体別のおり・囲い

豚は、起立、回転、横臥が自然な姿勢で快適に行うことができ、排せつ、横臥、給餌の区域を分離するために、十分な空間を有するものでなければならないとする。

結果に基づく基準（又は測定指標）：異常行動の増加（常同症）、罹病率、死亡率及び淘汰率、外観（たとえば、体表上の糞の付着、損傷）

3. ストール（クレート）

ストールは、豚が以下の行動をとるためにとれるよう、適切な大きさでなければならないとする。

- ストールの壁にぶつかることなく、自然な姿勢で起立できる
- 上の棒に触れることなく起立する
- ストールの両端に同時に触れることなく、ストールの中で起立する
- 隣の豚を邪魔することなく、快適に横臥する

結果に基づく基準（又は測定指標）：外観（たとえば、損傷）、異常行動の増加（常同症）、繁殖効率、跛行及び罹病率、死亡率及び淘汰率（たとえば、仔豚）

理由

パラグラフ 2 及び 3 について、OIE コードでは、勧告の中で「しなければならない」は通常使用しない。また、パラグラフ 3 について、ストールの内容に関する記述において、「することができる」の位置は「豚はすることが許される」の後が適切と思われる。

第 7. X. 24 条

バイオセキュリティ及び動物の健康

1. バイオセキュリティ及び疾病予防

バイオセキュリティプランは、動物群のあり得る最高の衛生状態、利用可能な資源及び社会基盤並びに現在の疾病リスクに応じて、また OIE リスト疾病の場合には、陸生コードに見られる関連の勧告に従い、設計、実施及び維持されるものとする。

当該バイオセキュリティプランは、病原体のまん延に係る以下の主な感染源及び感染経路の管理に焦点を当てるものとする。

- 豚、当該動物群への導入を含む
- さまざまな導入元に由来する若齢動物
- その他の家畜、野生生物及び害獣
- 衛生業者を含む人
- 設備、器具及び施設
- 輸送手段
- 空気
- 給水、飼料及び敷料
- 堆肥、排せつ物及び死亡畜処理
- 精液

結果に基づく基準（又は測定指標）：罹病率、死亡率及び淘汰率、繁殖効率、体重及び体型の変化、外観（疾病の兆候）

a) 動物衛生管理

動物衛生管理は、動物群の身体的及び生態的な健康及びウェルフェアを最適化するも

のとする。それには、疾病及び当該動物群に影響する健康問題（とりわけ、呼吸器系、繁殖性及び胃腸の疾病）の予防、治療及び管理が含まれる。

疾病及び健康問題を予防及び治療するために、適宜獣医師の診察に基づき考えられた有効なプログラムが整備されるものとする。当該プログラムには、生産データ（たとえば、雌豚頭数、年間当たり1頭の雌豚当たりの子豚数、飼料要求率、離乳時の体重）、罹病率、死亡率、淘汰率及び獣医学的治療の記録が含まれるものとする。それは、家畜飼養管理者によって更新されるものとする。記録の定期的な監視は、管理の一助となり、速やかに対応すべき改善点を明らかにする。

寄生虫による負荷（たとえば、内部寄生虫、外部寄生虫及び原虫）に関しては、監視、管理及び治療のためのプログラムが適宜実施されるものとする。

跛行は、豚にとって問題である。家畜を扱う者は、蹄及び爪の状態を監視し、跛行を予防する措置をとり、蹄の衛生を保全するものとする。

豚の飼養の責任者は、疾病又は苦痛の初期における特有の症状（たとえば、咳、流産、下痢、運動行動の変化、無感情の行動）並びに摂餌及び飲水の減少、体重及び体型の変化、行動の変化又は外観の異常等の非特定症状を承知しているものとする。

疾病又は苦痛のリスクが高い豚に対しては、家畜を扱う者によるより頻繁な観察が必要になる。家畜を扱う者は、疾病の存在を疑う又は疾病若しくは苦痛の原因を改善できない場合には、獣医師その他資格あるアドバイザー等訓練を受けた経験を有する者に適宜助言を求めるものとする。

歩行困難豚は、治療又は診断のため絶対的に必要な場合を除き、輸送又は移動されないものとする。それらは、その場合の移動は、引きずったり又は過度に持ち上げることを避ける方法により、慎重に行われるものとする。

家畜を扱う者は、第7.3章に規定されるとおり、輸送の適合性を評価する能力も有しているものとする。

疾病又は損傷の場合で、治療に失敗が可能ではない又は回復が見込めない時には（たとえば、自力で起立不能又は摂餌若しくは飲水を拒絶する豚）、当該動物は第7.6章に従い、可能な限り早く人道的に殺処分されるものとする。

理由

一般原則の第7.1.4条の8)と整合性がとれていないため。

6. 第7.11章 アニマルウェルフェアと乳用牛生産システム

第7.11.6.条

物理的環境を含むシステム設計と管理に関する推奨事項

新しい施設を計画する、または既存施設を改修する時には、AWと家畜の健康に関して設計についての専門的アドバイスを模索しなければならない。

環境の多くの側面が、乳用牛のウェルフェアと健康に影響を与える。これらには、温度環境、空気品質、照明、騒音などが含まれる。

5. 床材、敷料、寝床の表面および屋外区域

すべての生産システムにおいて、牛には、水はけがよく、快適な休息場所が必要である。一群内の全ての牛が同時に横臥し、休息するのに十分なスペースを確保すべきである。

分娩に使用する区域は、特に注意を払うべきである。分娩区域における環境（例えば、床、敷料、温度、分娩房、衛生）は、分娩する牛および新生子牛のウェルフェアを確保するのに適切なものであるべきである。

舎飼システムでは、分娩区域は、分娩と分娩の間に徹底的に清掃され、新鮮な敷料が用意されるべきである。分娩用の群飼房が**使われる場合**は、「オールイン・オールアウト」の原則に則り管理されるべきである。群飼分娩房には、牛群が入れ替わる間に徹底的に清掃が施され、新鮮な敷料が用意されるべきである。同じ群飼分娩房に入る牛の最初と最後の分娩の時間的間隔は最小限にするべきである。

(理由)

「オールイン・オールアウト」の原則は、分娩用の群飼房が使われる場合のみ適用されることを明らかにすべき。